

霧島市地域経済牽引事業の促進による地域における固定資産税の特別措置に関する
条例の一部改正について

霧島市地域経済牽引事業の促進による地域における固定資産税の特別措置に関する条例
の一部を次のように改正する。

令和2年11月24日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市地域経済牽引事業の促進による地域における固定資産税の特別措置に関する
条例の一部を改正する条例

霧島市地域経済牽引事業の促進による地域における固定資産税の特別措置に関する条例
(平成20年霧島市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25
条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の
基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律
等の一部を改正する法律(令和2年法律第58号)の施行に伴い、令和2年10月1日に、本
条例において引用されている地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に
関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)の題名等が
改正されたことから、本条例の所要の改正をしようとするものである。